

公募型プロポーザル参加者の募集について

企30委第002号松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

平成30年1月11日

松島町長 櫻井 公一

1 目的

本業務は、松島町長期総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく復興まちづくりの早期実現に向け、復興まちづくりの具現化に向けた技術的支援や協議調整、復興交付金事業計画の進行管理補助、関連事業・関係機関との調整等を行うなど、復興交付金事業の迅速かつ円滑な推進に向けた事業マネジメントを行うことを目的とする。

業務遂行にあたっては、総合計画の内容、策定経緯、国施策の動向等に熟知し、復興交付金を効果的に活用するための総合的な土木・建設の専門知識及び技術とともに、事業間調整、関連事業、関係機関との調整、住民の合意形成を行う上での高いマネジメント技術が必要となる。

このため、事業者の選定については、専門性、実施方針、技術提案等の総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託

(2) 事業の概要

①復興交付金事業に係る総合マネジメント

復興事業の推進に向けた関係機関との協議・調整に係る技術支援や、復興交付金申請に必要な資料の作成、事業進捗管理・実績評価に関わる支援等を行い、報告書として取りまとめる。

②復興まちづくり推進に係る各種会議等の運営補助

復興事業の円滑な進行と課題解決、復興まちづくりの早期実現に必要な各種資料等を作成するとともに、各種会議等の運営補助、次年度への課題と対策に関する方針の整理を行い、報告書として取りまとめる。

(3) 仕様

「企30委第002号 松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託特記仕様書」による。

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 提案額の上限

12,997,800円(消費税含む)

3 担当課

松島町企画調整課震災復興対策室

担 当 越野・金田

所在地 〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下-19番地の1

電 話 022-354-5702 FAX 022-354-3140

メール info@town.matsushima.miyagi.jp

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 間 等
公募案内の公表	平成30年1月11日(木)
参加申込書受付期間	平成30年1月11日(木)～平成30年1月17日(水)
質問受付期間	平成30年1月11日(木)～平成30年1月17日(水)
質問回答日	平成30年1月18日(木)
参加資格審査結果通知(予定)	平成30年1月24日(水) 発送予定
企画提案書提出期間	平成30年1月26日(金)～平成30年2月1日(木)
審査委員会・プレゼンテーション等(別途通知)(予定)	平成30年2月上旬～平成30年2月中旬
審査結果通知(予定)	平成30年2月下旬

5 実施説明書の配布

(1) 配布期間

平成30年1月11日(木)～平成30年1月17日(水)

(2) 配布場所

本町担当課及び本町ホームページ内

(3) 説明会

説明会は実施しない。

(4) 参考資料

総合計画、復興交付金事業計画及びその他町の各種計画は、本町ホームページに掲載しているので、必要に応じダウンロードすること。

6 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 松島町建設工事執行規則(昭和59年松島町規則第4号)第4条の規定に基づく平

成 29・30 年度建設工事競争入札参加者資格登録簿【設計コンサル（都市計画及び地方計画）】に登録されている者であること。

③宮城県内に本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有している者であること。

④国が発注した平成 23 年度東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務を元請した実績をもつ者（企業）であること。

なお、実績の対象地は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、福島県）に限る。

⑤配置予定技術者のうち、管理技術者は、下記のすべての条件を満たした者であること。

- ・技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。

- ・過去 5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）において、国又は地方自治体が発注した同種又は類似業務の受注実績があること。

 - ア 同種業務：被災自治体が発注した復興交付金事業のマネジメント業務

 - イ 類似業務：復興交付金事業に関する調査設計業務

- ・全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること（管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の業務）。

⑥配置予定技術者のうち、担当技術者は、下記のすべての条件を満たした者であること。

- ・技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画、又は道路）の資格を有すること。

- ・過去 5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）において、同種又は類似業務の受注実績があること。

 - ア 同種業務：宮城県内の自治体が発注した復興まちづくりに関する計画作成業務

 - イ 類似業務：都市計画、又は道路計画に関する調査業務

- ・全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること（管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の業務）。

⑦松島町建設工事入札参加者指名停止要領（平成 6 年松島町告示第 65 号）の定めによる措置要件に該当しないこと。

⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立をしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定をした場合にあっては、当該申立をしていない者とみなす。

⑨民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定をした場合にあっては、当該申立をしていない者とみなす。

⑩企画提案者等が暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をい

う。)でないこと。

7 参加申込等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。参加申込を行った者に対しては、参加資格審査終了後、次により参加資格審査結果通知書を交付する。

なお、提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 参加申込書の提出期間

平成30年1月11日(木)～平成30年1月17日(水)午後4時

(2) 提出書類

下記書類を提出期間内に各必要部数を提出すること。

ア 参加申込書(様式1) 正副各1部

イ 業務実績調書(様式任意) 正にのみ添付

※業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態(単独又は共同提案体)、
業務概要を記載

※企業及び配置予定技術者の業務実績を示すものとして、契約書又はT E C
R I Sの写しを添付すること。

ウ 返信用封筒(宛名記入の上、切手貼付のこと) 1枚

(3) 提出先及び提出方法

上記3の担当課あてに持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

(4) 参加資格審査結果の通知(予定)

参加資格確認終了後、平成30年1月24日(水)(予定)に参加資格審査結果通知書を郵送する。

(5) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本企画提案に参加することができないこととする。

ア 前記の資格要件を満たさなくなったとき

イ 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出すること。

(1) 提出期間

平成30年1月26日(金)～2月1日(木)午後4時必着(時間厳守)

(2) 提出物

ア 企画提案書

様式は、別添様式2-1～2-6(A4版)とする。

イ 参考見積書(任意様式とするが、A4版横片面で5枚以内で作成すること。)

※上記の提出物については返却しない。

(3) 提出部数

ア 企画提案書 15部(正本1部、副本14部)

イ 参考見積書 15部（正本1部、副本14部）

（4）提出先及び提出方法

上記3の担当課あてに持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

（5）配置予定技術者の資格等

①管理技術者

配置予定の管理技術者は、下記のすべての条件を満たした者であること。

- ・技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。
- ・過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）において、国又は地方自治体が発注した同種又は類似業務の受注実績があること。
なお、業務を担当した事実を示す書類（契約書及び実施計画書又はTECRISの写し）を添付すること。
ア 同種業務：被災自治体が発注した復興交付金事業のマネジメント業務
イ 類似業務：復興交付金事業に関する調査設計業務
- ・全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること（管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の業務）。

②担当技術者

配置予定の担当技術者は、下記のすべての条件を満たした者であること。

- ・技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画、又は道路）の資格を有すること。
- ・過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）において、同種又は類似業務の受注実績があること。
なお、業務を担当した事実を示す書類（契約書及び実施計画書又はTECRISの写し）を添付すること。
ア 同種業務：宮城県内の自治体が発注した復興まちづくりに関する計画作成業務
イ 類似業務：都市計画、又は道路計画に関する調査業務
- ・全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること（管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の業務）。

（6）その他

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合には、資料の追加提出を求めることがあり得る。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

（1）質問の方法

ア 電子メールにより、質問書を提出すること。

※質問書を送信後、速やかに送信した旨を連絡すること。

- イ 他の方法による質問は一切受け付けない。
- ウ 質問書は様式3に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- エ 電子メールの送付先
上記3の担当課あてに送付すること。
※文章には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレスを併記すること。

(2) 受付期間

平成30年1月11日(木) 午前9時から
平成30年1月17日(水) 午後4時まで(時間厳守)

(3) 回答方法

質問された者に対してのみ電子メールにて回答する。ただし、1者につき原則1回の質問とする。

1.0 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

提案者からの企画提案書は、審査委員会(以下「委員会」という。)において、参加者のプレゼンテーションを受け、提案内容を公平かつ客観的に評価する。
なお、委員会に出席する技術者は、様式2-2の「管理技術者」と「担当技術者(1)」双方、またはその一方の2人以内とし、それ以外の技術者は出席することはできない。
また、プレゼンテーションは企画提案書のみを用いて行うものとし、PowerPoint等の使用は認めない。

(2) 委員会並びにプレゼンテーション開催期日

平成30年2月上旬～2月中旬(予定)で開催するものとし、日程等詳細が決まり次第、別途通知する。

(3) 提案内容への質問等

提案者は、提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

1.1 受託候補者の決定

本プロポーザルの受託候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補とする。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- (3) 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

1.2 契約に関する事項

本プロポーザルの契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者として、随意契約による契約締結交渉を行い、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

- (2) 契約書の作成

本町と受託者で協議したうえで契約書を作成する。

- (3) 支払い条件

ア 支払い方法は、本町と受託者との協議の上、契約書で定める。

イ 支払いは、契約書に基づいて支払う。

- (4) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1.3 提案書の仕様（作成要領）

- (1) 提出する書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とする。

ただし、配置予定技術者の業務を担当した事実を示す書類は、両面でも構わない。

- (2) 業務の実施方針、業務フロー、工程計画（様式2-5）は、「特記仕様書」の業務内容等を踏まえて、本業務実施にあたって、どのように業務を遂行できるのかについて、提案趣旨を明確に示し、A4版1枚以内にまとめる。

- (3) 特定テーマ（様式2-6）は、「復興・創生期間の完了を見据えた本町の持続可能なまちづくりの実現に向けて、本業務で取り組む具体的方針を述べよ。」とし、文字サイズ10ポイント以上（様式中に組み込む図等に用いる文字又は注釈の文字サイズはこの限りでない）でA4版3枚以内にまとめる。

- (4) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (5) 企画提案書は、様式順に綴り、配置予定技術者の業務を担当した事実を示す書類は、様式のあとに各技術者毎（管理技術者・担当技術者順）に綴るものとする。

1.4 その他

- (1) 無効となる企画提案

ア 企画提案書様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

イ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

カ その他、審査の公平さに影響を与える行為があった場合。

- (2) その他

- ア 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 参加者は一つの提案しか行うことができない。
- ウ 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は原則として変更できないものとする。
ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの了解を得なければならない。
- エ 企画提案の提出を辞退する場合は、担当課あてにその旨を記載した書面を提出すること。
- オ 企画提案書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとし、企画提案書の提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- カ 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。

【評価基準】

評価項目	評価の着眼点			判断基準	評価のウエイト			
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術士資格、その技術者資格、その専門分野の内容	技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画）を有しない場合は特定しない。		5	
		専門技術力	業務執行技術力	過去5年間【平成25年度から平成29年度（以下同じ）】の同種又は類似業務の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が1件以上ある。 ②類似業務の実績が1件以上ある。 業務実績がない場合は特定しない。		5	5
								3
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。		5		
	担当技術者 （評価対象1名）	資格要件	技術者資格	技術士資格、その技術者資格、その専門分野の内容	技術士の総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画、又は道路）を有しない場合は特定しない。		5	
		専門技術力	業務執行技術力	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が1件以上ある。 ②類似業務の実績が1件以上ある。 業務実績がない場合は特定しない。		5	5
								3
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。		5		
	実施方針 実施フロー 工程表	業務理解度		実施方針 実施フロー 工程表	目的、条件、内容の理解度及び業務手順等の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10	
	特定テーマに対する企画提案	業務提案度		特定テーマに対する的確性、実現性	特定テーマに対して、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。		30	
ヒアリング	コミュニケーション力			本業務への着眼点や業務遂行にあたっての説明に対して、説得力及び熱意がある場合に優位に評価する。		25		
参考見積	業務コストに係る企業努力度			業務コストに係る企業努力度を評価する。 提案上限額を超える場合は特定しない。 (提案上限額：12,997,800円)		5	5 (上限額の90%以下) 4 3 (上限額の95%) 2 1 (上限額同額)	